

果樹の低温対策について

産地・流通支援課

寒害対策

防風垣又は防風網を設けている場合は、裾の部分の巻上げなどによって、冷気が停滞しないよう努める。また、地表面での熱移動が妨げられるので、敷わらの全面被覆を避ける。

かんきつ類は、低温に弱いので、寒害(凍害、寒風害)のおそれがある場合は、寒冷紗や不織布等で被覆し、樹体の凍結や寒風による落葉を防ぐ。さらに、かん水可能な地域では、土壤の乾燥防止のためかん水を行う。なお、凍害を受けた果実は、品質が低下するため、摘果する。

一方、落葉果樹では、凍害のおそれがある場合には、主幹部への白塗剤の塗布、わら巻き等の防寒対策を行う。

霜害対策

霜害の発生するおそれがある地帯では、霜害警報連絡体制を整備し、降霜が予想される場合は、防霜ファンの稼働等により霜害の発生防止に努める。燃焼で降霜を防ぐ場合は、火災防止等の観点から周辺環境に十分配慮するとともに、固形燃料や重油、軽油等ばい煙の発生の少ない燃料を使用する。

また、蕾や開花の時期に霜害を受けた場合は、残存花への人工受粉を行い、結実の確保に努めるとともに、幼果が霜害を受けた場合は、果実の状態を十分観察した上で摘果を実施する。

特に被害が考えられる品目及び対策

品目	予想される被害	対策
日向夏	・果実の凍害(すあがり)	(施設)・加温 (露地)・袋がけ、不織布などの被覆 ・固形燃料の燃焼等
ユズ (幼木)	・幼木の樹体凍害	・わら巻き等の防寒対策
ウメ	・蕾、花の凍害	・固形燃料の燃焼等
ビワ	・果実の凍害	・袋がけ、不織布などの被覆 ・固形燃料の燃焼等